

令和5年度第1回評議員会
議事録

令和5年6月29日（木）

公益財団法人武蔵野市福祉公社

令和5年度 第1回 公益財団法人武蔵野市福祉公社評議員会

1. 開催日 令和5年6月29日(木) 午後6時00分から午後7時44分まで

2. 会場 本部1階会議室
Web会議システム Zoom を使用しオンラインを併用

3. 評議員の現在数 6名 (定足数 4名)

4. 出席者 会議室 評議員(議長) 秋山 真弘
監 事 大久保 実
W e b 評 議 員 鈴木 省悟
評 議 員 江幡 五郎
評 議 員 竹内 啓博
監 事 安 田 大 (午後6時18分入室)

5. 欠席者 評 議 員 岩岡 由美子 評 議 員 谷口 勝哉

6. 傍聴者 なし

7. 議事日程
日程第1 議事録署名人の選出
日程第2 議案第1号 令和4年度事業報告について
日程第3 議案第2号 令和4年度決算報告について
日程第4 議案第3号 理事の再任について
日程第5 議案第4号 監事の再任について
日程第6 議案第5号 評議員の再任について
日程第7 議案第6号 評議員の選任について
日程第8 議案第7号 公益財団法人武蔵野市福祉公社人材育成基金規定について
日程第9 報告事項1 令和5年度第1回理事会にて決議された内容について

日程第10 報告事項2 新社屋建設計画について

日程第11 報告事項3 第三期中長期事業計画執行状況報告について

8. 議事録作成者 理事長 森安 東光

9. 議事録署名人	議長（評議員会会長）	秋山 真弘
	評議員	江幡 五郎
	評議員	竹内 啓博

10. 議事の経過及び結果

鈴木省悟評議員、竹内啓博評議員、江幡五郎評議員、安田大監事（18時18分入室）は本議場にいないが、web会議システムを用いて、出席者とは互いに音声及び映像が即時に伝わること、適時的確に意見表明ができることを確認した。

評議員会開会に先立ち、森安東光理事長から、挨拶と次のとおり現状報告があった。

本日は、令和4年度の事業報告、決算等、計7本の議案についてご審議いただく。詳細は後ほど担当から報告するが、ポイントについて、いくつかお話したい。

丸3年半に及ぶコロナ禍で、感染予防策の徹底が習慣化し、動画・オンラインでの研修・会議も定着した。研修の100%参加、配信技術の向上など、予想外の成果もあった。今後も活用していきたい。

この間、感染症対応レスキューヘルパー、自宅療養者支援や生活困窮者自立支援等、市民生活のニーズに即応しながら支援を行ってきた。

一方、コロナによって傷ついたのは市民生活だけでなく、我々の事業も大きく影響を被った。通所介護事業や訪問介護事業では、ご利用者が戻ってこない状況が続き、収益が大幅に悪化している。部署ごとに、ただちに収益向上委員会を立ち上げ、改善に取り組んでいる。

多くの職員の力を結集し、一年前倒しして、第四期中長期事業計画を策定した。コロナ後の課題はまだたくさんあるが、職員一丸となって解決に取り組んでいく。

本部事務所の建て替えは、新社屋建設検討委員会を発足し、報告書を取りまとめた。市民社協と共に武蔵野市における地域共生社会推進の拠点となるよう、引き続き実現に向け、取り組みを進めていきたい。

理事・監事・評議員選任、再任、他に人材育成基金の創設に関する議案もお示ししている。ご審議のほど、よろしくお願ひしたい。

秋山議長から、傍聴希望はなく、本日の出席者について、出席評議員4名（会議室1名 Web会議システム3名）、定数6名で定款第20条の規定による「特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数4名」を満たしており、本評議員会は有効に成立している旨の報告があり、議事の審議に移った。

日程第1 議事録署名人の選出

本評議員会の議事録署名人に秋山真弘議長の他、江幡五郎評議員、竹内啓博評議員の2名を選任し、他の評議員から異議なく、両氏もこれを承諾した。

日程第2 議案第1号 令和4年度事業報告について

日程第3 議案第2号 令和4年度決算報告について

秋山議長から一括審議の申出がなされ、ほかの評議員及び監事から異議なく一括して審議することとした。

伊藤事務局長から、令和4年度事業報告及び決算報告について、定款第9条に基づき監事の監査を受け、承認を求めるもので、詳細について次のとおり説明された。

令和4年度も新型コロナウイルス感染症の流行により、引き続き様々な観点で調整・工夫を凝らしながら業務を遂行した。利用者はもとより、職員間の感染予防対策にも注力し、ほとんどの内部研修等を対面ではなく動画配信としたことで、部署によっては受講率100%を実現した。配信技術も大きく向上し、理事会・評議員会などの各種会議についても、オンラインの併用で着実に実施した。これは、コロナ禍での想定外の成果となった。また、感染症対応レスキューヘルパー事業は、困窮する市民の直接的な助けとなった。

令和4年度は、多くの職員の力を結集し、福祉公社の目指すべき指針である「第四期中長期事業計画」を策定した。自分たちの組織をどのようにしていくべきかを考えたもので、今後はこの事業計画に基づき、公社職員一人ひとりが努力をしていく。

オンラインによる動画視聴等による研修を滞りなく実施したこと、ケアリンピックへの参加や事業報告会の実施は、組織としてのモチベーションの維持・向上にも大きく貢献した。

令和4年7月に「新社屋建設検討委員会」を発足し、武蔵野市民社会福祉協議会、武蔵野市と

も連携・検討を進め、報告書を取りまとめた。

通所介護事業においては、高齢者総合センター、北町高齢者センターともに、利用者数の低迷という課題があるが、対応困難な事例にも、多職種が連携してサービス提供を継続し、個別機能訓練等も進めていく。

今後実施される高齢者総合センター大規模改修や北町高齢者センターの在り方については、市と協力して進めていく。

財政状況については、多くの事業でマイナスとなった。新型コロナウイルスの感染拡大が大きく影響しているが、高齢者等が住み慣れた地域で安心して暮らせる環境整備に寄与すべく、福祉公社の理念に沿って実施している。

権利擁護課の事業について、石橋権利擁護課長から、次のとおり報告された。

令和4年度も、権利擁護課3センターで、情報共有と連携を図りながら事業を実施した。また、職員のスキル向上のため内部研修の実施及び記録システムの活用を広げることで業務の効率化にも取り組んだ。

つながりサポート事業では、令和4年度末の利用者数は76世帯86人（前年度83世帯93人）で入院・入所預託金保管者は60人（同56人）、没後支援契約者は31人（同27人）、個別サービスは延べ42回（同90回）、計92時間（同162時間）で、内部で「つながりサポート事業見直し検討委員会」を立ち上げ、新事業スキームの検討を行った。また、エンディング相談支援事業は、14件16時間（同10件11時間）であった。なお、8名から寄付をいただき、その内ご利用者から遺贈は3件であった。

権利擁護事業では、令和4年度の権利擁護レスキュー実支援者数は29人（同21人）、新規契約者数は21人（同14人）、移行・解約者数は19人（同13人）で、うち、成年後見制度への移行は12人（同8人）、地域福祉権利擁護事業への移行は2人（同0人）で、おいじたく講座は24回開催し、受講者数は145人（同23回121人）、また、高齢者支援課と共催したエンディングノート講座を2回開催し、76人が受講した（同3回38人）。

地域福祉権利擁護事業は、東京都社会福祉協議会からの受託事業で、令和4年度末契約者数は39人（同37人）だった。新規契約者数は13人（同8人）、解約者数は11人（同11人）で、うち生活保護受給者金銭管理支援事業への移行が1人（同6人、他市生活保護受給1名）、後見制度への移行が5人（同2人）であった。事業活動収支差額は192万円の赤字で、主な収入は東京都社会福祉協議会からの受託料で、受託料の人件費が見合っていないことから、老後福祉基金活用事業としている。

成年後見人等受任事業では、各関係機関からの相談に対し、円滑・迅速に制度利用につなげるように努めた。また、法人後見に携わる職員のレベルアップを目指し、内部研修を数回実施した。本人、親族等の希望に沿って、成年後見人等を受任し、令和4年度新規受任者数は25人（同22人）、うち市長申立てが4人（同2人）で、終了者数が31人（同41人）と昨年度に引続き例年より多かったことから、年度末受任者数は122人（同128人）となった。市民後見人の後見協力員としての活動も継続し、令和5年度から本格実施を予定している。また武蔵野市・三鷹市の成年後見人等報酬支払費用助成により、11件2,235,000円（同11件2,525,000円）の助成を受けた。

生活困窮者自立相談支援事業は、生活困窮者自立支援法の「自立相談支援事業」「住居確保給付金事業」「家計改善支援事業」、国の「新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金」の相談業務及び武蔵野市が創設した「特別就職支援金」「住居契約更新料給付金」の申請窓口業務を武蔵野市から受託し実施した。新規相談件数は399件（前年度779件）、支援者数は延べ3,222人（同4,346人）、プラン作成件数は40件（同91件）と、前年度より減少したが、長引く不況等の影響により、家計相談、転宅相談が増加した。住居確保給付金事業では、ハローワークと連携して求職活動等の支援を行い、申請件数は72件（同136件）、給付件数は620件（同1,435件）とコロナ禍前より依然高い水準で推移している。家計改善支援事業では、家計に課題を抱えている市民に対し、家計管理ができるように支援した。支援者数は延べ164人（同143人）に上り、前年度より増加した。新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金は、令和4年度12月末をもって受け付けを終了し、新規開始件数は105件、再支給開始件数は114件であった。特別就職支援金では、初回支援金給付件数は29件（同9件）、継続支援金給付件数は20件（同0件）となり、前年度より大幅に増加した。住居契約更新料給付金の給付件数は9件（同28件）であった。事業活動収支差額は600万円の赤字となったが、令和5年度は市の委託費が540万円の増額となる予定である。

生活保護受給者金銭管理支援事業は、武蔵野市からの受託事業で、生活保護受給者の生活費を管理し、日常生活を円滑に送れるように支援した。年間実利用者数は60人（同58人）、年度末利用者数は47人（同48人）であった。事業活動収支差額は405万円の赤字だが、数年にわたって委託単価について武蔵野市に見直しを求めてきた結果、令和5年度から支援回数に応じて単価が増額になることが決定した。

成年後見制度利用促進事業は、成年後見制度利用促進基本計画に基づき、市とともに中核機関を運営した。普及啓発として、講演会、学習会と相談会を開催した。また、「武蔵野市成年後

見制度地域連携ネットワーク連絡協議会」の中で、後見人等候補者のマッチングの仕組みづくりにつなげるために、アンケートを実施した。令和4年度は、7市合同の市民後見人養成講座をオンラインで開催し、武蔵野市からは3人が受講した。

続いて、在宅サービス課の事業について、堀田在宅サービス課長から次のとおり報告された。居宅介護支援事業では、介護保険法に基づき居宅介護支援事業を実施した。特定事業所加算算定事業所として24時間連絡体制を確保した。令和4年度は2名のケアマネジャーが退職し、新しいケアマネが配属されたこともあり、マニュアル作成の検討や、対応が難しいご利用者には2名体制で担当する等、新たな取り組みを始めることができた。担当ケースは要介護利用者が昨年より46件減の1,526件、介護予防・総合事業は昨年より38件増の76件であった。退職金の支給などがあり、収支差額は約227万円の赤字となった。

訪問介護サービス事業は、毎日派遣の方のケアの終了などが相次ぎ、派遣時間は18,299.4時間(前年20,668時間)で前年を大きく下回ってしまった。日常生活支援総合事業については、市の方針が変更となったことで、利用者数が大幅に増加した。また、職員の動画作成の技術が向上し、令和4年度も登録ヘルパーへの研修動画の配信を継続し、研修受講率は100%を維持した。また、対面での身体介護研修も開催し、アフターコロナを意識した事業運営を行うことができた。約830万円の大幅赤字となってしまった。

居宅介護サービス事業では、障害者総合支援法による居宅介護サービス事業を実施した。喀痰吸引研修を受講した職員が増え、痰の吸引や胃ろう等医療的なケアがある利用者も継続して支援している。移動支援事業は、派遣時間が前年より伸び、ニーズが高まっている。収支差額は約42万円の赤字となった。

生活支援事業は、武蔵野市からの委託事業である認知症見守りヘルパーの他、高齢者等緊急レスキューヘルパー事業、感染症対応レスキューヘルパー事業、自宅療養者支援事業を実施した。認知症見守りヘルパーは、利用者数が減少傾向にある。その他、コロナウイルス感染の高齢者へのヘルパー派遣や、感染した市民への物資配送など市民生活を支えるための事業にも尽力した。自宅療養者支援事業については、新型コロナウイルスが5類に移行することとなり、令和4年度末で終了となった。収支差額は、約300万円の赤字となった。

地域包括ケア人材育成センター事業は、昨年12月でセンター開設5年目を迎えた。この間、様々な研修形態を提供し、オンライン、録画配信、対面での研修をそれぞれ開催し、様々な事業所が研修に参加できるようになった。新型コロナウイルス感染拡大により休止していた、若手介護職支援事業「プロジェクトわかば」を9月よりオンラインミーティングで再開し、毎月

開催した。毎回10名以上の参加者が活発な意見交換を行い、参加者からも好評で毎回アンケートでは前向きなコメントをもらっている。また「武蔵野市介護・福祉事業所一覧」の冊子を新たな情報や事業者を追加して令和4年度も作成した。さらに、武蔵野市の各事業者連絡会のつながりを強化するために、武蔵野市と連携し「事業者連絡会代表者の会」を設置し、2か月に1度、オンラインで開催している。

続いて、高齢者総合センター事業について、方波見高齢者総合センター所長から次のとおり報告された。

高齢者総合センター管理運営事業では、施設利用ガイドラインを適宜更新しながら感染症対策をし、利用者が施設を安全に利用できるよう取り組んだ。また、令和6年度に予定されている大規模改修について、施設の老朽化状況や必要な情報を調査し、武蔵野市と共有した。

在宅介護・地域包括支援センター事業では、地域包括ケアシステム推進拠点として相談支援・サービス提供を行い、延べ10,057件の相談を受けた。退院支援を中心とした保健・医療に関する相談が昨年度より300件ほど増加した。権利擁護に関する相談も多く、権利擁護センターと事例検討会をするなど職員のスキルアップを図った。令和4年度は担当地域内3か所のいきいきサロンが開設され、生活支援コーディネーターが準備から支援した。地域ケア会議は、八幡町地域で閉じこもりがちな男性の社会参加支援をテーマに活発な意見交換がなされ、ネットワークづくりのきっかけとなった。退職金の支給により647万4千円の赤字となっている。

住宅改修・福祉用具相談支援センター事業では、作業療法士・理学療法士による福祉用具や住宅改修を中心とした住環境整備の相談、言語聴覚士によるコミュニケーション・嚥下障害の相談、排泄ケア専門員による相談を延べ4,210件実施した（昨年比400件増）。言語聴覚士による専門相談数が49件から124件と好評で、主に摂食・嚥下に関する相談に丁寧に対応した。

啓発活動として地域での研修の講師協力や動画作成を実施、好評である排泄・コミュニケーション冊子を増刷するなど引き続き関心の高さを確認した。

デイサービスセンター事業では、感染症対策を徹底してサービス提供を継続し、多課題、医療ニーズの高い方を積極的に受け入れ多職種で対応した。また、令和4年度は障害施設から2名の方を関係機関と連携し移行、安定した利用に繋げた。ご自宅とセンターの様子の共有と、サービス内容の評価のために個別面談を20件実施した。連休となる祝日の開所も継続しにニーズに答えた。生産性向上の視点から令和4年度は土曜日業務の見直しを実施し、利用者に係る時間を増やした。この過程をケアリンピックで発表し、審査員特別賞を受賞した。しかし、終了者も多く稼働率は72.6%と大幅に低下し、1,712万円の赤字となった。

社会活動センター事業では、事故及び感染症拡大防止に務め、一人でも多くの高齢者が受講できるよう調整し、初心者向け講座32講座及びイベントを開催した。新たな社会参加に繋がる試みとしてスマホ教室をイベントとして開催し好評であった。施設貸し出しは引き続き中止としたが、新たな取り組みとして様々な団体主催のイベント、市民団体の募集等に対し、無償・有償問わず社会参加に繋がる内容は1階ロビーを活用し、掲示、配布を実施、28件対応した。

続いて、北町高齢者センター事業について、方波見北町高齢者センター所長から次のとおり報告された。

介護保険を初めて利用される方でも、家庭の延長として安心して利用できる施設としてサービス提供した。利用者低迷により10月から定員を変更した。個別機能訓練に注力したが、稼働率向上には繋がらなかった。併設する子育てひろば「みずきっこ」との世代間交流は対面での交流が再開し、活気が戻ってきている。また、ボランティア活動も状況に応じ徐々に対面活動を再開した。令和4年度はボランティアセンターの協力もあり新たに5名の登録があった。

小規模ハウス事業は引き続き入居者が安心して生活が送れるよう寄り添った支援を継続した。

子育てひろば事業は、サニーママ武蔵野に業務委託をし、情報共有しながらイベント等の共同開催を実施した。利用者数低迷から2840万円の赤字となった。

続いて、新谷総務課長から、管理費について報告された。

令和4年度も、安定して事業を継続するためコロナ対策が中心となった。人材の育成では、通信教育やオンラインでの研修に注力した。階層別研修はすべてオンラインにて実施され17人が受講した。全体研修もオンラインと動画配信で参加者は増加している。自己啓発の通信教育や資格取得支援では、毎年17、8人がチャレンジしている。ケアリミック武蔵野では、デイサービスセンターと北町高齢者センターが登壇し、デイサービスセンターの「私にもできる、業務改善による対話の時間を活かした夏祭り」が審査員特別賞を受賞した。本部社屋の建て替え検討について、新社屋建設検討委員会を発足した。令和4年度は福祉サービス第三者評価を受審し結果を公表するとともに、今年度から開始となる第四期中長期事業計画にも結果を活かした。令和5年2月にホームページをリニューアルした。福祉公社の広報につながるよう頻回に更新していく。用途を特定しない寄付金については、50%を法人会計に繰り入れている。消耗什器備品支出の予算が超過したのは、電動自転車やパソコンのなど固定資産取得支出として計上していた物品の一部が消耗什器備品となったことによるものである。

続いて、伊藤事務局長から、収支計算書について次のとおり報告された。

事業活動収入計が9億5884万1千円、4ページの事業活動支出計が8億757万8千円で、事業

活動収支差額は、1億5126万2千円となった。投資活動収入は、老後福祉基金預金取崩収入の1億811万8千円、退職給付引当資産取崩収入575万円で、投資活動支出は、老後福祉基金資産積立支出、退職給付引当資産積立支出、減価償却引当資産積立支出、本部事務所建替準備資金積立支出の特定資産取得支出が、2億9641万2千円で、車両運搬具購入支出、什器備品購入支出合計である固定資産取得支出189万5千円、敷金・保証金支出と合わせると2億9830万6千円となり、投資活動収支差額は1億8435万7千円のマイナスとなった。財務活動収支、予備費支出はなく、当期収支差額は3309万4千円のマイナスとなった。

続いて決算報告書について、次のとおり報告された。

貸借対照表では、資産の部、資産合計は15億2415万円、負債の部、負債合計は1億7307万2千円、正味財産の部、正味財産合計は13億5107万7千円で、負債及び正味財産合計は15億2415万円となった。

正味財産増減計算書では、経常収益は、基本財産運用益、特定資産運用益、事業収益、受け取り補助金等、受け取り寄付金、雑収益、合わせて9億5884万1千円で、前年度と比較して1億6807万円の増となった。主な要因は、受取寄付金1億8955万3千円の増である。経常費用は、給料手当、臨時雇賃金、委託費等を合わせて経常費用計8億2605万8千円となり、前年度と比較して3230万円の増となり、当期経常増減額は、1億3278万3千円となっている。経常外増減の部について経常外収益は、車両の入れ替えによる買取りが発生したもので、経常外費用は特定資産償還差損などがあつた。前年度一般正味財産期末残高に、当期一般正味財産増減額を足した一般正味財産期末残高は、9億3303万円となり、指定正味財産の増減はなく、一般正味財産と指定正味財産の期末残高を合わせた、正味財産期末残高は13億5107万7千円である。前年度と比較して1億3278万3千円の増となった。

正味財産増減計算書内訳表では、決算における公益目的事業会計と収益事業、法人会計の経理区分を明確化し、行政庁に報告するためのもので、「子育てひろば事業」が公益目的事業と認められていないことから、収益事業のその他事業会計として区別している。具体的には、北町高齢者センター事業のうち、「子育てひろば受託事業」に関わる収益、費用について配賦したものである。そのほか、管理費等を公益目的事業従事割合や使用割合により、公益目的事業会計と法人会計に振り分けた後の収益と費用を表している。

財務諸表に対する注記は、記載のとおりである。

財産目録については、現金、預金、未収金など流動資産合計は2億1176万9千円、基本財産、特定資産、その他固定資産による固定資産合計が13億1238万円で、資産合計は15億2415万円で

ある。未払金など流動負債と退職給付引当金など固定負債による負債合計は1億7307万円2千円で、資産合計から負債合計を差し引いた正味財産は13億5107万7千円となる。

続いて大久保監事から次のとおり監査の報告がなされた。

安田監事とともに、当法人の令和4年4月1日から令和5年3月31日までの令和4年度の理事の職務の執行について監査を行った。理事及び使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、理事会その他の重要な会議に出席し、理事等からその職務の執行について報告を受け、重要な決裁書類等を閲覧し、業務及び財産の状況を調査した。以上の方法によって、当該年度の事業報告と附属明細書、計算書類及びその附属明細書並びに財産目録等について監査を実施した。監査結果について、事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、当法人の状況を正しく示しているものと認めた。理事の職務の執行に関する不正の行為、または、法令・定款に違反する重大な事実は認められなかった。計算書類、その附属明細書、財産目録等について、当法人の財産及び損益の状況、全て重要な点において適正に表示しているものと認めた。重大な後発事象はない。

※安田大監事は午後6時18分入室した。

以上で説明が終わり、議案第1号及び議案第2号に関連して、次の質疑応答があった。

鈴木評議員 全体的に利用者数が減って赤字になっているとの報告があった。コロナが5類に移行してまた利用者数は増えてくると思うが、人員配置など今後の見通しはいかがか。

方波見高齢者総合センター所長 利用者数は減っている状況だが、職員を減らすことは考えていない。現在、利用者数を元に戻す努力をしているところで、稼働率を上げて収支相償をめざしたい。

鈴木評議員 福祉公社としては、黒字を出す必要はないはずである。利用者数は増えてくると思われるので、ヘルパーほか様々な職員に対する支援はしっかりやっていただきたい。

江幡評議員 生活保護では、住所地もしくは居住地どちらでも保護を受けることができるが、生活困窮者自立相談支援事業の対象者については、いかがか。

石橋権利擁護課長 生活困窮者自立相談支援事業の対象者も生活保護と同じで、住民票がなくとも武蔵野市に住んでいれば、支援する事業となっている。

江幡評議員 在宅介護・地域包括支援センターの相談件数が、昨年度延べ8,657件から、今年度10,057件に増えているが、考えられる要因は。

方波見高齢者総合センター所長 コロナ禍が長引いたことで、状態が悪化した方が増えてき

た。また、コロナ感染後の医療機関からの退院支援も多くなっている。

江幡評議員 社会活動センターの利用者数についても、前年度12,132人から今年度16,272人と増加しているが、その理由は。

方波見高齢者総合センター所長 令和3年度は、コロナ禍で講座を休止したり定員を減らしたりしていたものを、状況に合わせて再開したり、定員を引き上げたりしたことで利用者数が増加したものである。

江幡評議員 福祉サービス第三者評価を受審したとあるが、法人全体で受審したのか、受審結果はどのように公表されているのか。

新谷総務課長 介護保険事業である、訪問介護事業と通所介護事業、居宅介護支援事業と、障害者支援法の居宅介護サービス事業が対象である。公益財団法人東京都福祉保健財団のウェブサイトとうきょう福祉ナビゲーションにて公表されている。3年に1度受審することとしていて今回で2回目である。

竹内評議員 正味財産増減計算書をみると1億3500万円の黒字、公益目的事業会計でも2200万円の黒字が出ており、剰余金が発生している。寄附金によるものと思われるが、老後福祉基金に積み立てることになっているが遊休財産となる。今後の費消の見通しについて伺いたい。

新谷総務課長 おっしゃる通り、2200万円の剰余金が発生している。令和5年度から6年度にかけて本部事務所の建て替えに伴う基本設計・実施設計等で2400万円を予定しており、そこで費消できる見込みである。また、令和8年4月の本部事務所竣工までに5億5千万円の支出を想定しており、遊休財産保有制限超過についても解消できるものと考えている。

竹内評議員 老後福祉基金は新社屋建て替え費用に充当できるのか。

新谷総務課長 本部事務所建替準備資金で足りない部分は、老後福祉基金から充当することとなる。新しい基金として人材育成基金の設置をこのあと審議いただくことになっている。

竹内評議員 状況に応じて基金を設置することはいいことではあるが、従来の事業の利用者数が減っているとの報告もあるので、従来の事業の運営もきちんと実施していただきたい。

江幡評議員 苦情対応について、利用者に対し、苦情申し立ての方法や、内容が苦情に当たるかどうか、について周知しているか。また、第三者委員への審議件数がゼロとはどういう意味か。

新谷総務課長 契約書を取り交わしているご利用者には、契約締結の際に、苦情対応窓口について説明を行っている。契約を伴わない社会活動センターなどでは、ご意見箱を設置している。苦情かどうかの判断については、私どもにもわかりかねることもあるので、要望と感じて

も苦情同様に対応している。第三者委員は、内部で苦情解決できない場合に、解決してもらうための第三者委員である。審議件数ゼロとは、内部で解決できなかった苦情がない、ということである。第三者委員会を年2回開催し、解決した苦情を報告し、対応について助言をいただいている。

その他、評議員及び監事から質疑意見はなく、議案第1号及び議案第2号は、1件ずつ採決の結果、原案のとおり、全会一致で承認された。

日程第4 議案第3号 理事の再任について

伊藤事務局長は、提案理由について、定款第26条により理事の任期は選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとなっており、本評議員会の終結の時をもって任期満了となる大野壽三枝理事、黒竹光弘理事、千種豊理事及び渡邊昭浩理事の再任の承認を求めるものである、と述べた。

議案第3号に関連して評議員及び監事から質疑意見はなく、1名ずつ採決の結果、全会一致で、大野壽三枝理事、黒竹光弘理事、千種豊理事及び渡邊昭浩理事を理事に再任することが承認された。

日程第5 議案第4号 監事の再任について

伊藤事務局長は、提案理由について、定款第26条により監事の任期は選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとなっており、本評議員会の終結の時をもって任期満了となる安田大監事及び大久保実監事の再任の承認を求めるものである、と述べた。

議案第4号に関連して評議員及び監事から質疑意見はなく、1名ずつ採決の結果、全会一致で、安田大監事及び大久保実監事を監事に再任することが承認された。

日程第6 議案第5号 評議員の再任について

伊藤事務局長は、提案理由について、定款第13条により評議員の任期は選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとなっており、本評議

員会の終結の時をもって任期満了となる竹内啓博評議員及び秋山真弘評議員の再任の承認を求めるものである、と述べた。

議案第5号に関連して評議員及び監事から質疑意見はなく、1名ずつ採決の結果、全会一致で、竹内啓博評議員及び秋山真弘評議員を評議員に再任することが承認された。

日程第7 議案第6号 評議員の選任について

伊藤事務局長は、提案理由について、岩岡由美子評議員から辞任願が提出されたことに伴い、武蔵野市民生児童委員協議会川鍋和代会長から推薦のあった日名子英男氏について、評議員として選任を求めるものである、と述べた。

日名子英男氏は、武蔵野市民生児童委員協議会第2地区副会長をされている。

議案第6号に関連して評議員及び監事から質疑意見はなく、採決の結果、全会一致で、日名子英男氏を評議員に選任することが承認された。

日程第8 議案第7号 公益財団法人武蔵野市福祉公社人材育成基金規定について

伊藤事務局長から、議案第9号 公益財団法人武蔵野市福祉公社人材育成基金規程の制定について、市民から寄せられた寄付金を積み立て人材育成に要する経費に充てるため、新たに基金を設置することについて承認を求めるものである、と説明がなされた。

新谷総務課長から、詳細について次のとおり説明された。

第1条は設置目的について、職員の人材育成に要する経費に充てるため基金を設置する旨を規定している。第2条は、積立額について、用途を特定しない寄付金の内、100分の50未満で理事長が必要と認める額とし、予算で定めることとした。100分の50以上は、老後福祉基金に積み立てることになる。第3条では、管理について規定しており、第4条では、運用益の処理について規定している。第5条では、基金を取り崩す際の目的について規定している。第1号の公社の事業に必要な資格を持たない、又は未経験の職員を雇用した場合については、大学等の新卒採用者、中途採用の無資格未経験の介護職員等を採用した場合の人件費の一部を、第2号では、公社の事業に必要な資格取得にかかる費用を、第3号では、今回給与規程の改正で新たに規定する奨学金返済支援手当に充当する場合を想定している。総額として年間約1500万円を想定している。次回理事会にて補正予算を計上したい。第6条は、理事長委任について規定

している。

ここで伊藤事務局長は、報告書事項1「令和5年度第1回理事会にて決議された内容について」のうち、「公益財団法人武蔵野市福祉公社職員給与規程の一部を改正する規程について」は、関連があるので併せて説明させる、と述べた。

新谷総務課長から、公益財団法人武蔵野市福祉公社職員給与規程の一部を改正する規程について、奨学金返済支援手当を新設するため所要の改正を行ったもので、詳細について次のとおり説明がなされた。

第2条（給与の種類）第2号諸手当において、奨学金返済支援手当を新設するもので、当該手当については、奨学金を返済している職員に5年間かつ満34歳の年度末まで、上限10,000円まで手当を支給するもので、詳細については、要綱で規定している。

訪問介護事業または通所介護事業に従事する職員の奨学金返済支援に関する要綱は、訪問介護事業と通所介護事業を対象としていて、介護職員は東京都の補助制度にのっとり制定したもので、第3条（対象者）として、奨学金を返済していること、介護職員として勤務した経験のない者、介護福祉士の資格を持っていないこと、を条件としている。第7条（育成計画）において、対象者は毎年度育成計画を作成し、計画的に介護福祉士の資格取得を目指すこと、としている。計画通りに実施し、申請が認められると手当額全額が東京都から補助される事業である。

職員の奨学金返済支援に関する要綱は、介護職員以外の職員を対象として作成したもので、第3条（対象者）に、介護職員として勤務した経験のある者を除き、第4条（対象となる資格）に公社で資格取得助成の対象となる資格を規定した。第7条（育成計画）では、同資格取得を目指すこととした以外は同じ規定としている。

説明は以上で、議案第7号に関して、評議員及び監事から質疑意見はなく、採決の結果、全会一致で承認された。

日程第9 報告事項1 令和5年度第1回理事会にて決議された内容について

伊藤事務局長から、令和5年度第1回理事会で決議された内容について、次のとおり報告された。

理事の競業取引については、理事が自己又は第三者のために公社の事業の部類に属する取引をしようとするときは、当該取引につき重要な事実を開示し、理事会においてその承認を受け

なければならない（一般社団法人及び一般財団法人に関する法律84条1項1号）とされていること（競業避止義務）から、黒竹光弘理事と渡邊昭浩理事との取引について、決議を行ったものである。

また、理事の利益相反取引については、理事が自己又は第三者のために公社と取引をしようとするときは、当該取引につき重要な事実を開示し、理事会においてその承認を受けなければならない（一般社団法人及び一般財団法人に関する法律84条2項）とされていること（利益相反取引規制）から、同じく、黒竹光弘理事と渡邊昭浩理事との取引について、決議を行ったものである。

公益財団法人武蔵野市福祉公社の利用者等からの苦情への対応に関する規程に定める第三者委員及び公益財団法人武蔵野市福祉公社公益通報への対応に関する規程に定める第三者委員の選任については、第三者委員を配置し、公社への苦情を解決するための体制を整備すること、並びに公益通報者保護法の趣旨に則り、法が規定する労働者からの公益通報に適正な処理を行うため、第三者委員への選任について、決議を行ったものである。瀧崎 宏氏、栃折 暢子氏、池田 貴史氏の3名が選任された。

公益財団法人武蔵野市福祉公社職員給与規程の一部を改正する規程については、日程第8議案第7号、人材育成基金規程の制定の際に説明したので、報告は省略された。

説明は以上で、報告事項1について、評議員及び監事から質疑意見はなかった。

日程第10 報告事項2 新社屋建設計画について

伊藤事務局長から、この報告書は、公益財団法人武蔵野市福祉公社と社会福祉法人武蔵野市民社会福祉協議会、両団体連携のもとに発足した「新社屋建設検討委員会」で作成したもので、既に報告している「中間のまとめ」に新たに記載した内容を中心に説明がなされた。5月には市長・副市長にも報告を行い、市議会議員には、市より情報提供されている。

1. はじめに には、福祉公社と市民社協は40年以上にわたり、武蔵野市民の福祉増進に寄与してきたこと、昨今の社会情勢を踏まえると、ますます課題解決に取り組んでいく必要があること。それらを踏まえ、現社屋を建て替え、「武蔵野市における地域共生社会推進拠点」の実現を目指していくということが記載されている。2. 両団体の社屋を巡る経緯 については、少し見やすく記載を整理した。3. 現社屋の課題 についても3ページに参考の表、4ページに新社屋計画地を入れた。ここには、特に、福祉公社の事業が現社屋に移転してからの12年間

で大幅に増加し、職員数も増え、建て替えの必要性が高まってきたことも加えている。そのため、業務上必要な相談スペースや会議スペースが不足していることなどについても盛り込まれている。

4. 福祉公社と市民社協 それぞれの事業概要と期待される役割、5. 連携と協働で創り出す相乗効果 部分は変わりなく、「共助・公助」の公社と「互助」の社協の連携で、武蔵野市民の福祉の増進を担う…ということが書かれている。今までも、そしてこれからも、互いに連携し、武蔵野市民の福祉の増進を担っていくためには、社屋の建て替えは、喫緊の課題であることが記載されている。

6. 新社屋における建設地の検討について は、新たに現在地への新社屋建設が最適であるという結論に至ったということが記載されている。

7. 新社屋建設の「基本方針」と「基本機能」 は変わりなく、8. 新社屋の機能概要 には、基本機能を6つに整理し、基本方針と基本機能の実現を目指すため、その必要となる施設・機能・設備に、必要となるおおよその面積を加えた。

9. 建設可能な規模等 には、A・B二つのプランを比較検討の結果、新社屋は地下1階・地上3階建ての「プランB」を採用することを決定したことが記載されている。新しく10. 新社屋のフロア構成案 などを載せた。「中間のまとめ」に対する意見等を参考にしている。1階には、エントランスホールとフリースペースと社協事務所を。これは社協には、訪れる市民が多いであろうということからで、2階には、主に会議室や研修室、プライバシー等に配慮した相談室を配置し、また、現在、三鷹サテライトオフィスで業務にあっている「生活自立支援センター」をこちらに移転する。そして、3階を福祉公社事務所とし、地下を両団体職員のためのスペースとしている。

11. 財政計画・資金計画については、より具体的な数値を記載し、市に対し、必要な支援のお願いをしていくことが記載されている。

12. 今後のスケジュール（案）の後には、工事期間における仮設事務所計画地を示した。また、今後の工程は大まかに、令和5年度から6年度にかけて基本設計、実施設計をし、6年度半ばより、仮設に引越しをして、業務を継続していく。令和7年度いっぱい工事期間で、令和8年度から新社屋の供用を開始していくという予定は、「中間のまとめ」から変更ない。

13. 終わりに を追加し、資料編 として新社屋建設のために行った視察時の記録を掲載した。視察で学んだ良い点を、新社屋建設に大いに活かしていきたいと思っている。

説明は以上で、報告事項1について、竹内評議員から次の意見があった。

竹内評議員 利益相反取引の報告で価格が伴う場合は、取引価格の妥当性についても記載いただくより良いと思うので、今後をご検討いただきたい。

その他、報告事項1に関して評議員及び監事から質疑意見はなかった。

日程第11 報告事項3 第三期中長期事業計画執行状況報告について

伊藤事務局長から、第三期中長期事業計画は、昨年度までのものとなり、令和5年度からは、一年前倒して策定した第四期中長期事業計画に基づき、事業を遂行しており、昨年までの執行状況等を「取り組み目標」にしたがって、説明がなされた。

「家族や親族がいなくても安心して生活できる」については、つながりサポート事業では利用者アンケートを実施し、事業課題を抽出し、事業の見直しに着手した。新たに日常的金銭管理サービスを導入した。

「判断能力に不安を感じても安心して住み慣れた地域で生活できる」では、在宅介護・地域包括支援センターと権利擁護センターの連携を強化し、権利擁護が必要な市民の相談に円滑に対応できるようアセスメント項目を明確にした要点整理の「相談シート」を共有した。

「社会参加の促進」では、新型コロナウイルス感染症の影響により、多くの事業の中止・休止や自粛をしたが、対象者を限定し、感染症対策を徹底・工夫して開催した特別短期講座やイベントを実施した。また、デイサービスのボランティア活動も徐々に再開している。

「福祉人材を育成する」については、人材育成センターパンフレットを兼ねた事業所一覧冊子を作成し、配布した。喀痰吸引研修等の対面実施を再開する一方で、動画配信や双方向やりとりが可能な方法も併用するなどして研修を実施した。

「新しい福祉機能を開発し市に提案する」では、令和3年度には「40周年記念式典」にて事業報告会を実施し、外部に公社事業の取り組みを報告した。

「地域活動を支援する」は記載のとおりで、子育て広場みずきっことはオンラインを活用し交流を図った。

「民間の福祉サービスを牽引する」は、コロナ禍において、ホームヘルプセンター武蔵野で、感染症レスキューヘルパー事業を担い、喀痰吸引等医療ニーズに応える資格取得をした。

「社内の人材育成」では、内部研修の実施で職員のレベルアップを図り、会議や研修も動画配信を活用することなどで、100%の視聴を可能とした。通信教育の助成も強化した。

「効率的な事業運営」では、高齢者総合センターの大規模修繕計画が進行している。本社社屋の建替えについては、先ほど報告事項1でご説明したとおりである。

次の「健全な財政運営」は、成年後見報酬の助成や委託事業の受託料の見直しで適正化を図った。また、デイサービス事業はコロナ禍の影響を少なからず受け、収入増加に努めている。

「市民社協との事業連携」でも多くの連携事業がコロナ禍の影響を受けた。委員会において定期的に連携のための進捗管理をしている。

説明は以上で、報告3に関して評議員及び監事から質疑意見はなかった。

本日の評議員会はweb会議システムを用いたが、終始支障はなく、以上をもって、議事の全部の審議を終了したので、秋山議長は令和5年度第1回評議員会の閉会を宣言した。

議事の経過及びその結果を明確にするため、議長及び議事録署名人において記名押印する。

令和 5 年 7 月 28 日

議 長（評議員会会長）

秋 山 真 弘



議事録署名人（評 議 員）

江 幡 五 郎



議事録署名人（評 議 員）

竹 内 啓 博

